

目 次

	ページ
告 示	
7 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分 の一部改正	2
8 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る 補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正	3
9 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額の 一部改正	4
公 告	
情報公開の実施状況の公表について	5
個人情報保護制度の運用状況について	6
新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等認定委員会委員の就退任について.....	7
新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等審査会委員の就退任について	8
新潟県交通災害共済審査委員会委員の就退任について	9

新潟県市町村総合事務組合告示第7号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成16年告示第5号）の一部を次のとおり改正し、令和8年1月1日から実施した。

令和8年5月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品田宏夫

改正後			改正前		
2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務			2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務		
(1) 総括店			(1) 総括店		
(略)			(略)		
(2) 収納代理金融機関			(2) 収納代理金融機関		
公金の出納 所轄事務所	取りまとめ 収納店の 名称、 位置 〔収納店 で収納し た会費の 取りまと め事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)	公金の出納 所轄事務所	取りまとめ 収納店の 名称、 位置 〔収納店 で収納し た会費の 取りまと め事務〕	収納店の名称 (会費収納の事務)
(略)			(略)		
上越市事務所	(略)	(略) " 直江津支店 八十二長野銀行 高田支店 " 直江津支店 (略)	上越市事務所	(略)	(略) " 直江津支店 八十二銀行 高田支店 " 直江津支店 (略)
(略)			(略)		
妙高市事務所	(略)	(略) " 新井支店 八十二長野銀行 新井支店 新井信用金庫 本店 (略)	妙高市事務所	(略)	(略) " 新井支店 八十二銀行 新井支店 新井信用金庫 本店 (略)
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

新潟県市町村総合事務組合告示第8号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成16年告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品田宏夫

改正後			改正前		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>5,799円</u>	<u>14,597円</u>	20歳未満	<u>5,499円</u>	<u>13,975円</u>
20歳以上25歳未満	<u>6,260円</u>	<u>14,597円</u>	20歳以上25歳未満	<u>6,143円</u>	<u>13,975円</u>
25歳以上30歳未満	<u>6,874円</u>	<u>16,191円</u>	25歳以上30歳未満	<u>6,703円</u>	<u>15,237円</u>
30歳以上35歳未満	<u>7,157円</u>	<u>19,610円</u>	30歳以上35歳未満	<u>7,023円</u>	<u>18,016円</u>
35歳以上40歳未満	<u>7,534円</u>	<u>22,499円</u>	35歳以上40歳未満	<u>7,326円</u>	<u>20,864円</u>
40歳以上45歳未満	<u>7,697円</u>	<u>24,084円</u>	40歳以上45歳未満	<u>7,576円</u>	<u>22,564円</u>
45歳以上50歳未満	<u>8,007円</u>	<u>26,238円</u>	45歳以上50歳未満	<u>7,766円</u>	<u>23,666円</u>
50歳以上55歳未満	<u>7,821円</u>	<u>26,868円</u>	50歳以上55歳未満	<u>7,711円</u>	<u>25,354円</u>
55歳以上60歳未満	<u>7,536円</u>	<u>27,949円</u>	55歳以上60歳未満	<u>7,348円</u>	<u>26,187円</u>
60歳以上65歳未満	<u>6,450円</u>	<u>23,237円</u>	60歳以上65歳未満	<u>6,192円</u>	<u>22,694円</u>
65歳以上70歳未満	<u>4,400円</u>	<u>17,755円</u>	65歳以上70歳未満	<u>4,200円</u>	<u>17,484円</u>
70歳以上	<u>4,400円</u>	<u>14,597円</u>	70歳以上	<u>4,200円</u>	<u>13,975円</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- この告示による改正後の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合告示第9号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の介護補償の支給額（平成16年告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品田宏夫

改正後			改正前		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	(略)		常時介護を要する状態	(略)	
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が90,790円以下であるときに限る。）	月額90,790円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が85,490円以下であるときに限る。）	月額85,490円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	(略)		随時介護を要する状態	(略)	
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が45,400円以下であるときに限る。）	月額45,400円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が42,700円以下であるときに限る。）	月額42,700円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
- この告示による改正後の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

情報公開の実施状況の公表について（公告）

新潟県市町村総合事務組合情報公開条例（平成18年条例第1号）第17条の規定により、令和7年度の情報公開の実施状況を次のとおり公表します。

令和8年5月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品田 宏夫

1 請求件数

0件

2 請求方法内訳

方法	請求書によるもの	口頭によるもの	計
件数	0件	0件	0件

3 決定内容内訳

(1) 全実施機関

決定内容	公開	部分公開	非公開	検討中	請求取下げ	計
件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件

(2) 実施機関別件数

決定内容 実施機関	公開	部分公開	非公開	検討中	請求取下げ	計
管理者	0件	0件	0件	0件	0件	0件
教育委員会	0件	0件	0件	0件	0件	0件
公平委員会	0件	0件	0件	0件	0件	0件
監査委員	0件	0件	0件	0件	0件	0件
議会	0件	0件	0件	0件	0件	0件
合計件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件

4 審査請求の状況

なし

個人情報保護制度の運用状況について（公告）

新潟県市町村総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第11号）第7条の規定により、令和7年度の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表します。

令和8年5月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品田 宏夫

1 個人情報登録対象事務の登録件数（令和7年度末時点）

実施機関	登録件数
管理者	29件
教育委員会	0件
公平委員会	3件
監査委員	0件
議会	0件
合計件数	32件

2 個人情報の開示、訂正及び利用停止別件数

- (1) 個人情報開示請求 0件
- (2) 個人情報訂正請求 0件
- (3) 個人情報利用停止請求 0件

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等認定委員会委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等認定委員会委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

退 任	塚 田 芳 久	令和 8 年 3 月 31 日
退 任	田 崎 素 子	令和 8 年 3 月 31 日
退 任	玉 木 有紀子	令和 8 年 4 月 23 日
退 任	小 関 勝 巳	令和 8 年 4 月 23 日
就 任	上 田 昌 博	令和 8 年 4 月 1 日
就 任	石 川 孝 夫	令和 8 年 4 月 1 日
就 任	玉 木 有紀子	令和 8 年 4 月 24 日
就 任	小 関 勝 巳	令和 8 年 4 月 24 日

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等審査会委員の就退任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合公務災害補償等審査会委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

令和 8 年 5 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

退 任 中 井 正 和 令和 8 年 4 月 23 日

就 任 岡 崎 暁 令和 8 年 4 月 24 日

新潟県交通災害共済審査委員会委員の就退任について（公告）

新潟県交通災害共済審査委員会委員の就退任があったので、次のとおり公告する。

令和8年5月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 品 田 宏 夫

退 任 金 塚 傑 之 令和8年3月23日

就 任 乙 川 雅 貴 令和8年4月22日